

令和 5 年 第 5 回

雫石町農業委員会総会
会 議 録

令和 5 年 5 月 23 日 開催

雫石町農業委員会

令和5年第5回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和5年5月23日(火) 午後3時30分

2 開催場所 雫石町役場 3階大会議室

3 出席した委員

農業委員

1番 岡森 喜与一

2番 山本 長栄

4番 新田 善男

5番 舛澤 誠一

6番 細川 仁

8番 木村 正美

10番 八丁野 よし子

11番 坂下 千枝子

農地利用最適化推進委員

雫石 藤村 博志

雫石 徳田 雅博

御所 米澤 晃

御所 川口 英敏

西山 高橋 浩之

西山 柿木 一明

西山 山田 裕明

西山 松本 光正

御明神 伊藤 庄一

御明神 南野 久晃

御明神 木村 久雄

御明神 夷森 和人

4 欠席した委員

農業委員 3番 松ノ木 睦男 7番 堂屋 剛 9番 山崎 忍

推進委員 雫石 福崎 公博 御所 吉田 光彦 御所 細川 健一

御明神 砂壁 純也

5 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第3号 農地の現状変更に関する届出について

報告第4号 農地の現状変更完了に関する届出について

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業変更申請に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第3号 農用法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

6 職務のため出席した職員

事務局長 太田弘幸、係長 高橋 恵、事務補助員 佐々木 真智子

開会時間 午後3時30分

議 長 ただいまから令和5年第5回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は農業委員8名、推進委員12名、計20名です。
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達して
おりますので本総会は成立いたします。
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田局長 (資料に基づき説明)

議 長 事務局より報告がありました。確認したい事などはございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の
規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、会議録署名人には2番、山本長栄委員、4番、新田善
男委員、書記には事務局の高橋係長、佐々木事務局補助員を指名いたし
ます。

次に報告第1号～第4号を行います。事務局の説明を求めます。

高橋係長 <<番号1～4 報告>>
(資料に基づき説明)

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、表のとおり
7件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届け出について、表の
とおり2件提出がありました。

議 長 事務局から報告がありました。これに質問などございませんか。

8番 木村委員 『挙手』

議 長 はい、8番 木村委員。

8番 木村委員 8番木村です。5ページの〇〇さんの3番の関係について見た時に、ど
この所の、畦畔を取ろうとしているのか〇〇と〇〇の間の、畦畔を取るの
か〇〇と〇〇の中にある、畦畔を取ろうとしているのかどこを取るのか教

えてください。

高橋係長

お答えいたします。ハウスの手前に見える畦畔を取ります。これが一つと、2番の方ですと小屋の後ろに畦畔があり、そちらも取りたいとのこと。そこが今回の現状変更となりますのでよろしくお願ひします。

議 長

はい、ではよろしいでしょうか

8番 木村委員

ここの中での〇〇と〇〇の間の、〇〇の畦畔ではなく、これらを取るという話ではなく、中にある白いハウスが建っている所の下に写っているのが真ん中にある、畦畔だということですね

高橋係長

そうです。〇〇と〇〇をつなげるという意味ではなくて、それぞれにある短い畦畔を取るというイメージとだけ思っています。

8番 木村委員

はい。分かりました。

この写真だけだと、どこに畦畔があるのか分かりづらいので11ページの所に点線か何か入れていただけたら、どこの畦畔のことを言っているのか分かると思うので次回からお願いしたいです。

高橋係長

はい、ありがとうございます。

8番 木村委員

『挙手』

議 長

はい、8番木村委員

8番 木村委員

報告4号の6ページ〇〇〇さんの関係で、ここは、畦畔を取って全部、平にしたというわけではなく、傾斜にしたということですか。

高橋係長

はい、参考資料の22ページをご覧になっていただくと傾斜はトラクターでいくので不便ないということですので、乗り越えやすいように斜めにしたということです。

太田局長

高低差がありまして、傾斜を緩くする為の工事であったということですね。

8番 木村委員

はい、分かりました。あと同じく6ページの3番の〇〇さんの関係の写真ですが、よく理解できないのですが変更前と変更後で1と2のどこが変わったのか分かりません。

高橋係長 29 ページ、30 ページを見ていただくと写真の撮り方が分かりづらいと言われると確かにそのとおりかもしれませんが以前に30センチほど土を入れてなだらかにならした感じになっている所が〇〇でお分かりいただけると思いますが、実際に目視で見てきた時には、土を入れて、なだらかに均した感じにはなっておりました。方向的に見つらかったかもしれません。

太田局長 今後からは、変更前と変更後の撮影方法を可能な限り同じ方向で写真を撮るように心がけていきたいと思います。

8番 木村委員 行って見ている人は、現地を見ているから分かると思うが、説明だけ聞いているので、これで分かりましたかと言われても正直よく分からなかったなので、あえて発言をいたしました。以上です。

議 長 他にご質問ございませんか

川口 推進委員 『挙手』

議 長 はい、川口推進委員

川口 推進委員 5ページの現状変更に関係ですが、1番と4番のところで〇〇さんと〇さんのところで、かなりの面積で、かなりの量の土を使うと思うが、そして着手が5月25日からとかなりかかる予定なのですが、土はどこから手配して土を出入りさせるのかお伺いします。

高橋係長 はい、お答えいたします。土をどうしたいかという、〇〇さんの工業用残土を使って埋め立てるということでした。〇〇さんがどちらにも声をかけて同じように入れるので準備ができ次第のため工事期間が長くなっています。

川口推進委員 両方、〇〇さんですか

高橋係長 はい、そのとおりです。

川口推進委員 はい、分かりました。

議 長 他にございませんか

委 員 (なし)

議 長 なければ報告第1号から第4号を終わります。

次に、議案第1号農地法第5条第1項の規定による、許可後の事業変更申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋係長

議案第1号について説明いたします。

総会資料の7ページをご覧ください。

番号1 ○○が所有する畑1筆、面積341㎡について、農地転用許可後の事業計画の変更申請が提出されたので、意見の決定を求めるものです。場所は参考資料の1ページにあります『転用事業計画変更：○○・○○』となっているところで、○○から西へ約10m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の31～33ページをご覧ください。

本件は一般個人住宅整備のため昭和54年12月11日付けで農地法第5条の許可を受けたものですが、事業未実施で完了されておらず、承継者が○○として利用するよう計画を変更するものです。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

質疑の前に現地確認報告を行います。10番八丁野委員にお願いします。

10番 八丁野委員

10番、八丁野です。

6月17日、私、細川委員、米澤推進委員、柿木推進委員、木村推進委員の6班5名と事務局で現地を確認してまいりました。

番号1について、報告いたします。

現地を確認したところ、参考資料の33ページのとおり申請箇所は保全管理され今後、○○として利用するため、問題ないものと思われま

す。なお、事前着工はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

委員

(なし。)

議長

無ければこれで質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について原案を可とすることに賛成の方は挙手願います。

委員

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

次に議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋係長

議案第2号について説明いたします。
総会資料の8～9ページをご覧ください。

番号1 ○○、畑 1筆、面積計621㎡、3条無償移転、
譲渡人 ○○、譲受人 ○○。申請事由は、譲渡人の要望により隣家である譲受人に贈与するものです。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：○○・○○』となるところで、場所は○○の前側になります。詳細な位置などは参考資料の35～37ページをご覧ください。

番号2 ○○、畑 3筆、面積計8,095㎡、3条有償移転、
譲渡人 ○○、譲受人 ○○。申請事由は、譲受人が規模を拡大することから、売買に至ったものです。売買総額は○○円です。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：○○・○○』となるところで、場所は○○の北側になります。詳細な位置などは参考資料の39～42ページをご覧ください。

番号3、○○、畑 1筆、面積計3,670㎡、3条有償移転
譲渡人 ○○、譲受人 ○○。申請事由は、譲受人が規模を拡大することから、売買に至ったものです。1㎡当たり80円、売買総額は○○円です。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：○○・○○』となるところで、○○から南東へ約500m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の43～45ページをご覧ください。

番号4○○、田 4筆、面積計6,525㎡、3条有償移転
譲渡人 ○○、譲受人 ○○。申請事由は、譲受人が新規就農することから売買するものです。売買総額は雑種地を含め○○円です。

場所は参考資料の2ページにあります『3条：○○・○○』となるところで、○○から南西へ約1km向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の47～49ページをご覧ください。

いずれの案件も総会資料の10～11ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に現地確認報告を行います。
はじめに番号1を、6番細川委員にお願いいたします。

6番 細川委員 6番 細川です。番号1について報告いたします。
参考資料の37ページのとおり、適切に管理されており、贈与後も引き続き畑として野菜を作付けする計画であることから、問題ないと思われ
ます。

以上で、報告を終わります。

議長 次に、番号2と3を柿木推進にお願いします。

柿木推進委員 西山地区の柿木です。番号2について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料の41～42ページのとおり畑であり、昨年
までの借受人が売買後も引き続き大豆ですが野菜を作付けする計画であ
ることから、問題ないと思われ
ます。

次に番号3について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の45ページのとおり牧草地であり、売買
後も引き続き牧草を作付けする計画であることから、問題ないと思われ
ます。

以上で報告を終わります。

議長 次に、番号4を木村推進委員にお願いいたします。

木村推進委員 御明神地区の木村です。番号4について報告いたします。
現地を確認したところ、参考資料の49ページのとおり、自己保全とし
て適切に保全管理されており、売買後は黒大豆を作付けする計画であるこ
とから、問題ないものと思われ
ます。

以上で報告を終わります。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問ご意見ございませんか。

8番 木村委員 8番 木村です。
番号1と4について1つずつ質問していきたいと思
います。
〇〇さんの年齢において新規就農するという理由
は変えたほうがいいのではないかという気がし
ます。長男もいるので、この理由だと本当なの
かという感じがするので関係を説明してほしい
と思
います。

高橋係長 お答えいたします。年齢という事ですが、〇〇歳とな
っております。
農地を所有するためには新規就農の就農計画を
作成しないと農地は所有できないので、新規
就農として今回このように掲載させていただ
きました。

1,000 m²以下でも農地を持てることにはなり
ましたが就農しないと農

地が持てないため、〇〇さんからも新規就農というかたちで野菜を無人販売等で販売すると新規就農の計画書も出ておりましたので、どうぞご理解の程よろしく願いいたします。

8番 木村委員 『挙手』

議長 はい。8番木村委員

8番 木村委員 多分、高齢で、少し持病もあるということで、息子さんもいろいろ整理しないと。という話も聞くので家庭内で、ちゃんと話し合いをされているのか。少し疑問を感じていましたし、おそらく記憶に間違いなければ、この関係は、これは息子さんか親戚関係のことなのですか。

高橋係長 私どもが聞いているのは、隣家ということですし、同じ苗字ということで親族とは聞いております。

8番 木村委員 〇〇町なので隣家とかそういう関係ではないと思うので。兄弟がいたはずなので、理由とすれば疑問を正直受けましたので。

太田局長 隣家と言いますか、対象農地の側に家屋がありまして、家屋の所有者が〇〇さんという方で以前は、こちらに住んでいたようです。そこで親戚関係で間違いのないということです。譲受人の〇〇さんの所有権移転というかたちでの許可申請案件ですが、申請する以前から、〇〇さんが耕作していたと伺っております。所有権移転というところの許可の要件としましては、営農をきちんとするという条件にあるところで新規就農との申請に至った顛末でございます。そして産直として出荷をする。後は、家事消費分の野菜耕作を今まで通り進めていくということですのでけれども所有権移転の許可申請を機に、産直の方にも出荷をするというところでの申請と伺ったところでは。

8番 木村委員 面積は大した広さではないので〇〇の入口なので、息子さんもいるのですが整理するものはしたい。という話を聞いているので気にかかったというのが一番の理由です。

あと、4番の〇〇さんの関係で、現地確認をしてきた人達の話では黒大豆を栽培するという事ですが、〇〇から通いで作付けするという感じになるのかどういう状況になるのか、例えば機械の関係で新規就農ということからそういう部分についてもどういう状況に現在もあるのか。あと家族構成など調査書にも自立する家族の状況からみてもという表記を使っていますので説明をお聞かせいただきたいと思っております。

高橋係長 はい。お答えいたします。まず機械の関係からご説明させていただきます

す。機械に関してはリースをおこなうとの事でした。あと、こちらの方の現住所ですが〇〇になっておりますが実際は、〇〇で会社経営をなさっております。〇〇の近くにも事務所をお持ちになっているので、こちらの方からの行き来となるようでした。会社のほうでは、健康食等のご商売をなさっているの黒大豆を使った健康食等をやってみたいということで、こちらの土地を探して購入したという経緯がありました。実際に、純粹に〇〇から行き来して耕作をするというよりは二次加工、三次加工しながらと考えているようです。

8番 木村委員 はい、ではそうすると売買総額の20万円というところで、雑種地を含むと書いていますが、雑種地はこの住所の農地所在のどこのところが雑種地となっているのか説明をお願いします。

高橋係長 47ページ、48ページをご覧いただくと分かりやすいと思います。特に48ページにあります黒く枠をとっているところが4筆の黒枠なのですが、その間に〇〇と〇〇というのが間に入っているのが見受けられると思うのですが、それが雑種地になります。そちらも含めての20万円です。

議 長 はい、よろしいでしょうか。

8番 木村委員 はい。

議 長 他にございませんか。

委 員 (なし。)

議 長 なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。ただいまの議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋係長 議案第3号について説明いたします。
総会資料の12ページをご覧ください。

番号1 〇〇、畑1筆、面積539㎡、所有権移転、譲渡人
〇〇、借受人 〇〇、転用目的 一般個人住宅。転用理由は、住宅新築のため。工期は、令和5年8月から令和5年11月までで、工費総額は〇〇

田となっています。

場所は参考資料の1ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっていて、
ところで〇〇から南西へ約300m向かった場所になります。詳細な位置な
どは参考資料の51～55ページをご覧ください。

本案は、住宅を新築する計画ですが、計画面積も妥当で、申請農地は10
ヘクタール以上の一団の農地であることから第1種農地に区分されます
が、住宅等で集落接続して設置されることから、例外規定に該当すると判
断されますので、農地転用許可基準を満たしていると考えます。

番号2、〇〇、畑1筆、面積11,672㎡のうち5,645.3㎡使用貸借、貸
付人 〇〇、借受人 〇〇、転用目的 農業用施設用地。
転用理由は、〇〇新築のため。工期は、令和5年7月から令和5年11月
までで、工費総額は〇〇円となっています。

場所は参考資料の1ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となってい
るところで、場所は西山〇〇になります。詳細な位置などは参考資料の57
～60ページをご覧ください。

本案は、農振法に規定する農用地区域内の農地ですが、同法の農用地利
用計画において農業用施設用地に指定されており、農地転用許可基準を満
たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。
質疑の前に現地確認報告を行います。はじめに番号1を米澤推進委員にお
願いします。

米澤推進委員

御所地区の米澤です。番号1について、ご報告いたします。
現地を確認したところ参考資料の53ページのとおり、兄弟である〇〇宅
の隣地となりますが、適切に保全管理され、かつ集落接続している場所
であり、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断して来ましたので、
問題ないものと思われま。

なお、事前着工はありませんでした。
以上で報告といたします。

議 長

次に番号2を10番八丁野委員にお願いします。

10番八丁野委員

はい、10番八丁野です。
番号2について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料の59ページのとおり、適切に保全管理さ
れ、計画面積も妥当で転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断して
来ましたので、問題ないものと思われま。

なお、事前着工はありませんでした。以上で報告を終わります。

議 長 はい、次に議案第4号農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

高橋係長 はい、議案第4号について説明いたします。
総会資料の13ページをご覧ください。売買による所有権移転について説明いたします。

番号1、〇〇、田1筆、畑1筆、面積計1,136㎡ 譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇、価格は、総額〇〇円です。
総会資料の14ページをご覧ください。
貸し借りによる利用権設定について説明いたします。

番号1、〇〇、畑1筆、面積9,221㎡、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間7年。
本案はすべて、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委 員 (なし。)

議 長 無ければ質疑を終結し採決に入ります。ただいまの議案について原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。
次に議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋係長 議案第5号について説明いたします。
総会資料の15ページをご覧ください。
番号1

〇〇、畑1筆、面積158㎡所有者は〇〇です。
非農地の事由は、昭和49年頃、居宅を新築した際、居宅への進入路として宅地と一体的に利用し、現在に至っています。

なお現地は一部樹木が生い茂り、一部舗装されている状態でした。

場所は参考資料の1ページにあります『適用外：〇〇』となっているところで詳細な位置などは61～63ページをご覧ください。

以上説明いたしました案件にかかる現地確認書を16ページに添えておりますが、非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから、非農地として証明することは問題ないと考えます。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に現地確認報告を6番細川委員にお願いいたします。

6番 細川委員

6番、細川です。

番号1について報告いたします。現地を確認したところ参考資料の63ページのとおり、住宅への進入路と樹木が生い茂る庭として使われ、宅地と一体的になっている状況でした。

現在の状況となってから20年以上が経過していることから、適用外も止むを得ないと判断されます。

以上で報告を終わります。

議長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問ご意見ございませんか。

8番 木村委員

8番 木村です。所有者の〇〇さんは、〇〇に住んでいると議案書に書いてあるが何故この事案が今出てきたのか、写真を見ると、本当にここで生活しているのか生活感がにじみ出ない写真なので説明をお願いしたいと思います。

高橋係長

はい。住んでいるか住んでいないかという質問ですが、ここに住んでいる人はいません。〇〇さんは結婚され〇〇に住んでいます。実家が零石だったことと、親御さんが亡くなったことで相続が発生して法定相続人である〇〇さんが所有したことになった為というのが一つの理由です。

また、空き家バンクで購入する方を見つけましたので、購入するのと新たに居住する方の契約をすすめた際に場所が畑だと判明しまして今回このような案件になった次第です。

はい。分かりました。

8番 木村委員

よろしいでしょうか。他にございませんか。

議長

(なし)

委員

なければ質疑を終結し、採決に入ります。ただいまの議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

議長

「全員挙手」

委員

全員挙手ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長

以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後4時40分

以上が令和5年5月23日、雫石町役場3階大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 5 年 5 月 23 日 開催

議長 会長

議事録署名人 2 番

4 番
